

《開 会》

◇議長 西田時雄

只今から、令和7年第4回川北町議会臨時会を開会します。

本日の出席議員数は、10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午後2時13分)

《会期の決定》

◇議長 西田時雄

日程第1、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、1日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間に決定しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたから、ご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 西田時雄

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番井波秀俊君、8番山村秀俊君、10番田中秀夫君を指名します。

《諸般の報告》

◇議長 西田時雄

日程第3、諸般の報告を致します。

地方自治法第121条の規定により、本臨

時会における説明のため、会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《議 題》

◇議長 西田時雄

日程第4、議案第35号及び議案第36号までを一括議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前 哲雄君。

◇町長 前 哲雄

はい、議長。

全員協議会に引き続きまして、令和7年第4回議会臨時会を開催致しました。議員各位にご出席を頂き、有難うございました。

本臨時会に提案を致します案件です。一般会計補正予算、そして財産の購入契約についての2件であります。

先ず、議案第35号の一般会計補正予算は、定額減税補足給付金の不足額給付について、令和6年分の所得税と定額減税の実績額等が確定した結果、予算額に不足が生じたため、10,300千円を補正するものであります。

次に議案第36号財産の購入契約についてご説明いたします。これは、川北温泉の1号源泉予備ポンプを購入するもので、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第7号の規定による随意契約とし、見積書を徴収した結果、最低価格業者の環境エンジニアリング株式会社と、消費税を含め25,080千円で仮契約を締結いたしました。つきましては、本契約を締結致したく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得

又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上 2 件の議案について、何卒、適切な決議を賜りますよう、お願い申し上げ、提案理由の説明と致します。

◇議長 西田時雄

これをもちまして、提案理由の説明を終わります。

《質疑・委員会付託省略・討論》

◇議長 西田時雄

これから、議案第 35 号及び議案第 36 号までに対する質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案件については、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがいまして、本案件については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

討論は、ありませんか。

討論なしと認めます。

《採 決》

◇議長 西田時雄

まず、議案第 35 号令和 7 年度川北町一般会計補正予算を採決します。

議案第 35 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

したがいまして、議案第 35 号令和 7 年度川北町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 36 号財産の購入契約についてを採決します。

議案第 36 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

したがいまして、議案第 36 号財産の購入契約については、原案のとおり可決されました。

《閉 議》

◇議長 西田時雄

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議はすべて終了しましたので、令和 7 年第 4 回川北町議会臨時会を閉会します。

本日は、これにて散会します。

(午後 2 時 20 分)